

傷病手当金 申請手続きの流れ

①申請書の作成

- 支給申請書類のうち、
 - ・「世帯主記入用」について、世帯主が記入
 - ・「被保険者記入用」について、被保険者本人または代理人の方が記入
 - ・「事業主記入用」について、被保険者または代理人から勤務先担当者に記入を依頼（直近3か月間において、複数の事業所に勤務していた場合は、それぞれの事業所において書類を作成してもらう必要があります）
 - ・【医療機関を受診した場合のみ】医療機関記入用について、受診した医療機関の担当医師に記入を依頼
- 支給先は、原則世帯主。世帯主以外の方が支給を受けるには委任が必要です

②申請

- ・書類を揃え、「申請書提出事前チェック表」をもとに内容の確認をする
- ・療養の途中に申請される方は、未申請分の傷病手当金について追加で申請する際、改めて書類を作成し提出していただく必要があります。支給をお急ぎでない場合は、療養を終えてからの申請をおすすめします
- ・市役所に申請書類を郵送で提出する
【提出先】つくば市保健福祉部国民健康保険課 つくば市役所1階
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

③審査・支給決定

- ・市役所において書類を受理後、支給決定までに1か月～1か月半かかります
- ・書類の記載内容について、事業主及び医療機関に確認する場合があります
- ・支給の決定については、文書で通知します

④傷病手当金の支給

- ・指定の口座に傷病手当金を支給します

支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から
労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

支給額

[(直近の3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2 / 3)] × 支給対象となる日

傷病手当金に関する問合せ窓口

国民健康保険課 国保給付係 電話029-883-1111 内線1410～1413